第３章　目標と施策

施策の指標

No.	基本目標	指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
1	Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	家庭生活において男女平等と感じる人の割合	29.1%（令和元年度）	39%
2		職場において男女平等と感じる人の割合	23.7%（令和元年度）	34%
3		学校教育の場において男女平等と感じる人の割合	50.8%（令和元年度）	61%
4		社会全体において男女平等と感じる人の割合	13.5%（令和元年度）	24%
5		性別による固定的な役割分担に反対する人の割合（全体）	61.3%（令和元年度）	71%
6		男女共同参画について「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合	53.0%（令和元年度）	63%
7		あなたからのメッセージ応募作品数	561作品（令和元年度）	800作品
8		男女共生セミナーにおいて満足と答えた人の割合	89.6%（令和元年度）	現状値以上
9	Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できる持続可能な環境づくり	審議会等における女性委員の参画割合	32.4%	40%
10		女性委員が参画していない審議会等の数	1審議会	0審議会
11		民間企業における女性管理職の割合	17.5%（令和元年度）	20%
12		福島市役所における女性管理職の割合	8.7%	12%
13		市内小・中・特別支援学校（公立・私立）における女性管理職の割合	14.4%（令和元年度）	20%
14		町内会長等に占める女性の割合	5.3%	10%
15		PTA会長に占める女性の割合	26.9%	30%
16		農業委員に占める女性の割合	16.7%	40%
17		防災会議における女性委員の割合	5.6%	40%
18		消防士に占める女性の割合	2.5%	5%
19		市議会における女性議員の割合	17.1%	モニタリング指標
20		福島市内における女性個人業主の人数	1,451人（平成28年度）	現状値以上
21		人材リスト利用件数	年間2件（令和元年度）	合計20件

No.	基本目標	指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
22	Ⅲ 女性活躍の推進	仕事と生活の両立で理想と現実が一致した人の割合	12.3%（令和元年度）	22%
23		民間企業における年次有給休暇取得率	47.4%（令和元年度）	60%
24		民間企業における労働時間中、所定外労働時間数（1カ月）	10時間16分（令和元年度）	現状値未満
25		福島市役所における労働時間中、所定外労働時間数（1カ月）	18時間30分（令和元年度）	12時間
26		民間企業における女性の育児休業取得率	97.1%（令和元年度）	100%
27		民間企業における男性の育児休業取得率	7.8%（令和元年度）	13%
28		福島市役所における男性の育児休業取得率	17.9%（令和元年度）	40%
29		保育所入所待機児童数	22人	0人
30		放課後児童クラブ待機児童数	23人	0人
31		育児等による退職者の再雇用制度規定率	25.9%（令和元年度）	31%
32		介護休業制度の取得者のあった事業所の割合	5.8%（令和元年度）	10%
33		働く女性応援認証企業数（総数）	37社（令和元年度）	100社
34	Ⅳ 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	配偶者等からの暴力被害（DV）を「受けたことがある」「身近で見聞きしたことがある」人の割合	24.1%（令和元年度）	現状値未満
35		DV相談受付件数	224件（令和元年度）	モニタリング指標
36		健康だと思う人（男性）の割合	男75.2%（平成28年度）	80%以上
37		健康だと思う人（女性）の割合	女79.0%（平成28年度）	84%以上
38		乳がん検診受診率（40～64歳）	47.9%（平成28年度）	55%以上
39		子宮頸がん検診受診率（40～64歳）	45.8%（平成28年度）	50%以上
40		自殺者の数（人口10万対）	16.3人（平成30年）	11.1人
41		性的指向への理解（同性を好きになることも性の多様性として認めるべきだと思う人の割合）	64.7%（令和元年度）	75%
42		性的少数者への理解（「LGBT」という言葉や意味を知っている人の割合）	46.8%（令和元年度）	57%

基本目標Ⅰ　男女共同参画の意識づくり

SDGs目標5 ターゲット5.3　あらゆる有害な慣行撤廃
SDGs目標5 ターゲット5.c　適正な政策･拘束力のある法規の導入･強化

福島市民への令和元年に行った「男女共同参画に関する意識調査(※１)」の結果によると、「男女の地位の平等意識」については、女性の社会参加が進む中で「学校教育の場」を除いて「男性優遇」の割合が高く、「平等である」との回答は前回調査(平成２６年実施)と比較しても微増にとどまり、依然として男女の不平等を感じている人の割合は高い状況にあります。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」との考え方については６割以上が「反対」と考えており、前回調査での「反対」約４割から大幅に増え、市民意識の変化がみられる状況にあります。

固定的な性別役割分担意識や固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス(※２))は少しずつ解消されてはいますが、男性にも女性にもいまだ残っていることから、幼児期から様々な世代でのこの固定的な性別役割分担意識等を植え付けることなく、また、社会全体の機運の醸成により、男女双方の意識を変え多様な選択ができ、自分らしく生きるための意識啓発を進めます。

また、長寿社会を迎え、さらなる健康寿命の延伸も期待される人生１００年時代は、全ての市民に活躍の場や機会があり、意欲と希望に応じて、またそれぞれのライフステージで、働き方、暮らし方、学びの充実など多様な選択ができるよう、意識の醸成を図ります。

(※１) 男女共同参画に関する意識調査(令和元年度福島市)

① 調査対象　　福島市在住の満１８歳以上の男女
② 調査対象者数　２，５００人(男女各１，２５０人)
③ 抽出方法　　福島市内に住所のある方から無作為抽出
④ 調査期間　　令和元年７月８日～７月３１日
⑤ 有効回答数　　１，０２６人
⑥ 回答者の構成(主なもの)
・性別　女性：５４．６％ / 男性：４２．２％ / その他：０．３％ / 無回答：２．９％
・職業　全体では「無職」の２１．０％が最も多く、以下、「主婦･主夫」の１９．９％、「販売･サービス業」の１２．４％、「事務職」の１０．５％と続く
・婚姻、共働きの状況　結婚している：７４．０％、うち共働きをしている：４３．２％

(※２)アンコンシャスバイアス
これまでの経験などから、自分自身では気付かないうちに身に着いたものの見方や捉え方の偏り。無意識の思い込み。

● 男女の地位の平等に関する意識（問.次の各分野での男女の地位が平等だと思いますか。）

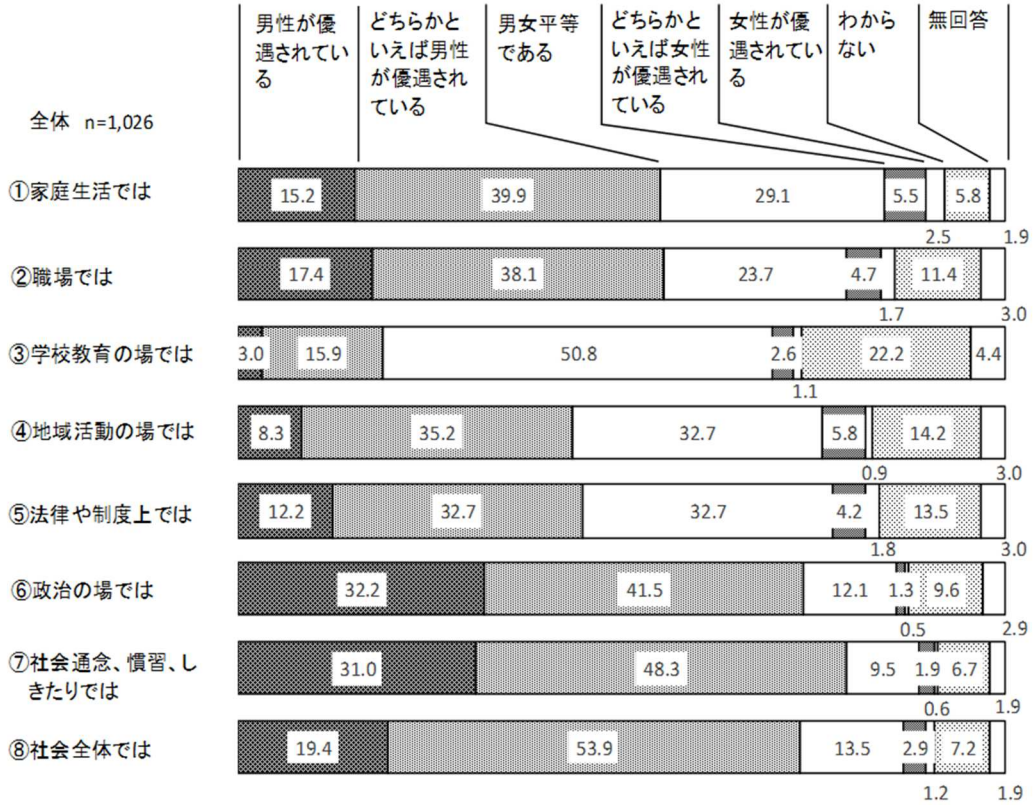

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

● 【内訳】社会全体での男女平等意識の比較

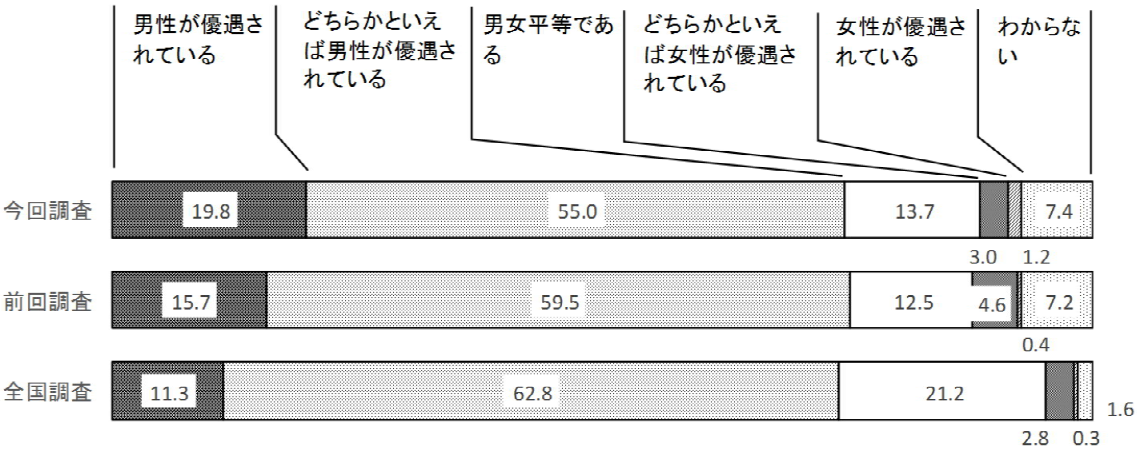

（※無回答を除き１００として再計算した割合）

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市
　　男女共同参画に関する意識調査　平成２６年度　福島市
　　男女共同参画社会に関する世論調査　令和元年度　内閣府

“男性優遇”の割合は、福島市(今回調査)、全国とも７割以上でかつ同水準にあり、また、前回調査ともほぼ同じである。一方、“男女平等である”は、全国から７．５ポイント下回り、“女性優遇”の割合は、全国と同様少ない。

施策の方向性 1　人生１００年時代への男女共同参画意識の醸成

意識の中に、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが男性にも女性にも存在しています。この固定的な性別役割分担意識にとらわれることが無くなれば、男女が共に能力を発揮でき、お互いを尊重しながら、長い人生のあらゆるライフステージで、多様な選択ができ、自分らしく生きることにつながっていきます。

子どもをはじめ様々な世代で、固定的な性別役割分担意識を植え付けない取組みや、男女双方の意識を変えていく取組みを進めます。公的機関の広報でも固定的な性別役割分担意識や固定観念にとらわれない多様なイメージを伝える取組みを進めるとともに、メディアからの情報があふれる中、その情報を無批判に受け入れるのではなく、視聴者や読者が主体的に読み解いていくための支援を進めます。

● 男女共同参画に関する意識（問.結婚などに関する次のような考え方をどう思いますか。）

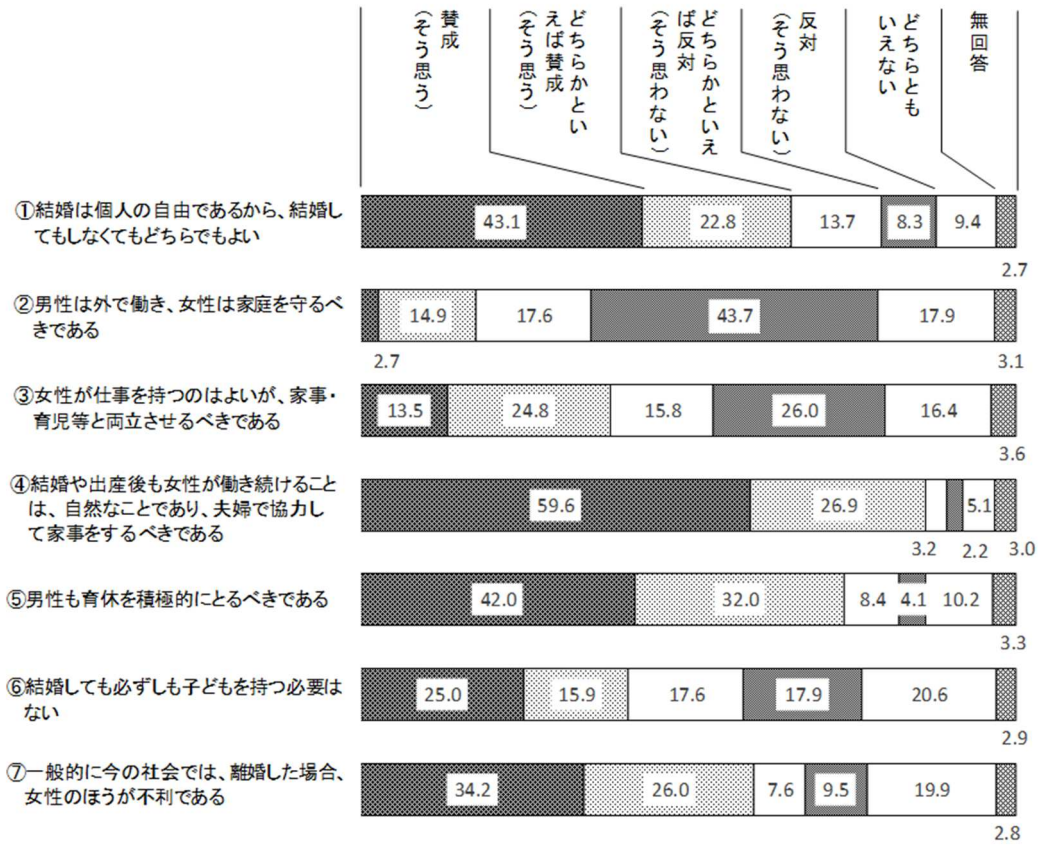

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

● 【内訳】男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである

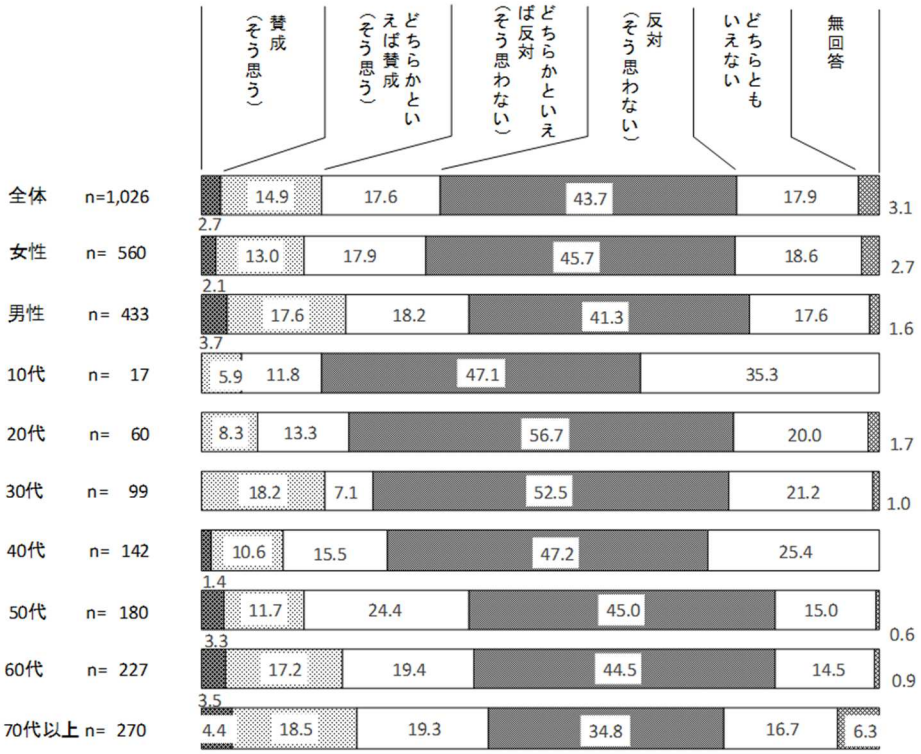

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

全体では、“反対派”が６１．３％、“賛成派”が１７．６％、“どちらともいえない”が１７．９％。
性別では、男性、女性ともに“賛成派”と“反対派”の割合は同程度である。
年代別では、どの年代も“反対派”が“賛成派”を大きく上回る。その中で、“反対派”の割合が特に高いのが２０代（７０．０％）と５０代（６９．４％）である。

● 【内訳】男性は外で働き、女性は家庭を守るべきであるの国、県との比較

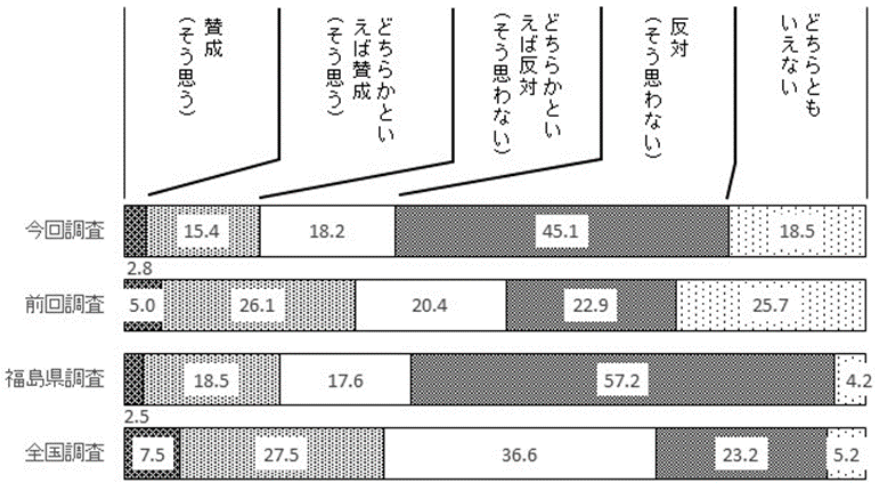

（※無回答を除き１００として再計算した割合）
資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市
男女共同参画に関する意識調査　平成２６年度　福島市
男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査　令和元年度　福島県
男女共同参画社会に関する世論調査　令和元年　内閣府

● 福島市の男女共同参画推進の取り組みに対する認知度

（問. あなたは、福島市の男女共同参画推進の取り組みについてご存知ですか。 ）

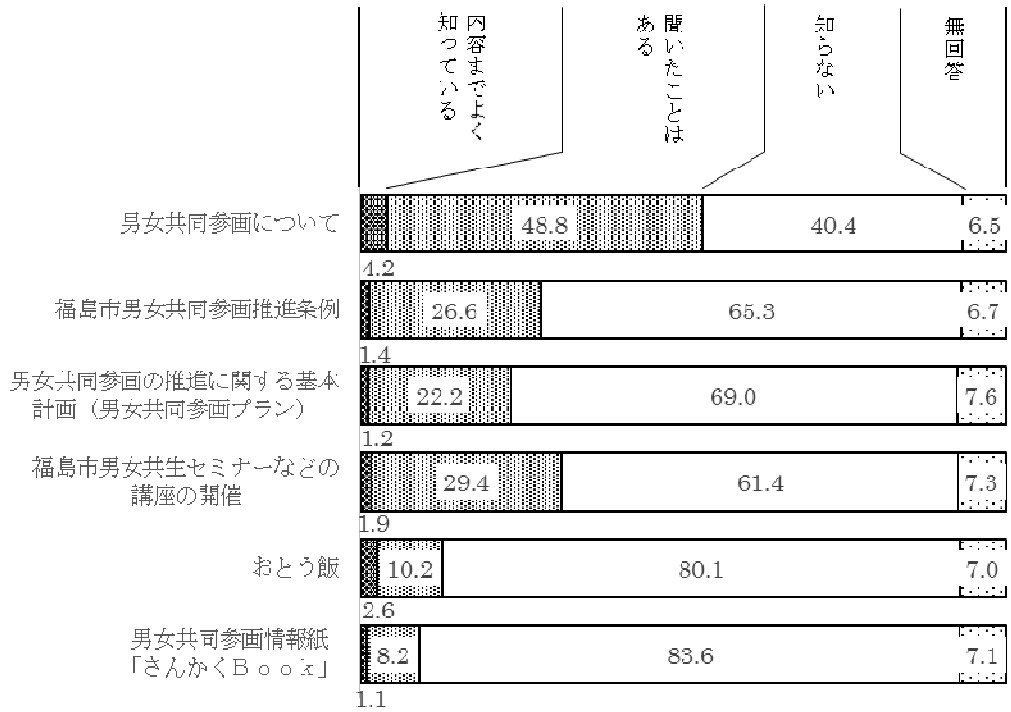

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

“内容までよく知っている”は、最も多い「男女共同参画について」でもわずか４．２％であり、その他はさらに少ない。“聞いたことはある”は、「男女共同参画について」（４８．８％）で最も多く、以下、「福島市男女共生セミナーなどの講座の開催」（２９．４％）、「福島市男女共同参画推進条例」（２６．６％）、「男女共同参画の推進に関する基本計画（男女共同参画プラン）」（２２．２％）が２割台。「おとう飯」、「男女共同参画情報紙（さんかくＢｏｏｋ）」がそれぞれ１割前後である。

一方、「知らない」は、「おとう飯」と「男女共同参画情報紙（さんかくＢｏｏｋ）」が８割以上と特に多い。

“おとう飯（はん）”とは

平成２９年６月からスタートした内閣府男女共同参画局のキャンペーンで、男性がつくる、簡単で手間をかけない、多少見た目が悪くてもおいしい料理を「おとう飯」と呼び、料理に対する技術的・心理的ハードルを下げ、特に子育て世代の男性の家事（料理）への参画促進を目的としています。

平成３０年１０月には木幡市長が東北地方の首長で初めて「おとう飯サポーター」に就任しています。

“さんかくＢｏｏｋ”とは

「さんかくＢｏｏｋ」は、市民が編集委員となって作成する男女共同参画の啓発を目的とした広報紙で、 年１回発行し、市政だより３月号へ折り込むほか、学習センターなどの窓口にも配置しています。

この広報紙を通して、一人でも多くの市民の皆様に、男女共同参画について興味をもっていただければ幸いです。

基本的施策（１）　男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動

男女共同参画に関する法律や制度について広報するとともに、権利や人権の侵害を受けた場合の対応について情報の提供に努めます。また、公的機関の広報などにおいても、固定観念にとらわれない多様なイメージを伝える取組み等を進めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 男女平等、男女共同参画を推進するための法律、制度についての広報・周知	女性の権利に関連する国内法令等をだれもが理解しやすい形で広報します。	男女共同参画センター
② 差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報提供	権利が侵害された場合の相談窓口や救済機関等の情報提供に努めます。	
③ メディア・リテラシー（※1）の向上のための支援・啓発	講座等により、情報そのものを主体的に収集、判断できる能力の育成に努めます。	
	メディア・リテラシーについて周知します。	
④ 男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの周知	男女共同参画の視点から、市で作成する刊行物において、性別にとらわれない男女の多様なイメージを積極的に取り入れるため、策定したガイドラインを周知します。	
	市の刊行物に関するガイドラインを民間等に広く周知するとともに、これを主体的に規範として取り入れることを奨励します。	
⑤ 青少年健全育成推進会議	各地区の活動により、青少年の健全育成を推進します。	こども政策課

基本的施策（２）　性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行の見直し

女性も男性も固定的な性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野に参画するための条件整備や、男女共同参画に関する認識を深めるための広報・啓発に努めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 市政情報提供の充実	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努めます。	広聴広報課
② 性別役割分担意識を反映した社会制度などの見直し	職場、家庭、地域等あらゆる分野における慣習・慣行について、性別の偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかけます。	男女共同参画センター
③ 男女共同参画に関する認識を深めるための啓発	男女共同参画に関する認識を深めるための情報や、女性のおかれた状況を客観的に把握できる統計情報を収集し、提供に努めます。	

（※１）**メディア・リテラシー**
　メディア内容を視聴者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。また、メディアを使って表現する能力も指す。

施策の方向性 2　男女共同参画の視点に立った教育･学習の推進

将来の社会を担う子どもたちが性別にとらわれずにその個性と能力を十分に伸ばし、子どもが自ら多様な選択ができるよう、男女共同参画の意識を育てる家庭教育や学校教育を推進します。

また、人生１００年時代と言われるなか、固定的な意識にとらわれず、人生のステージに応じた様々な学び方、働き方、生き方を選べるよう、生涯を通じて身近な地域社会で男女共同参画の学習に取り組めるよう進めます。

● 子どもに対する人権や男女平等などの意識の育成【複数回答】

（問. 人権や男女平等などの意識を育成するために重要だと思うものはどれですか。）

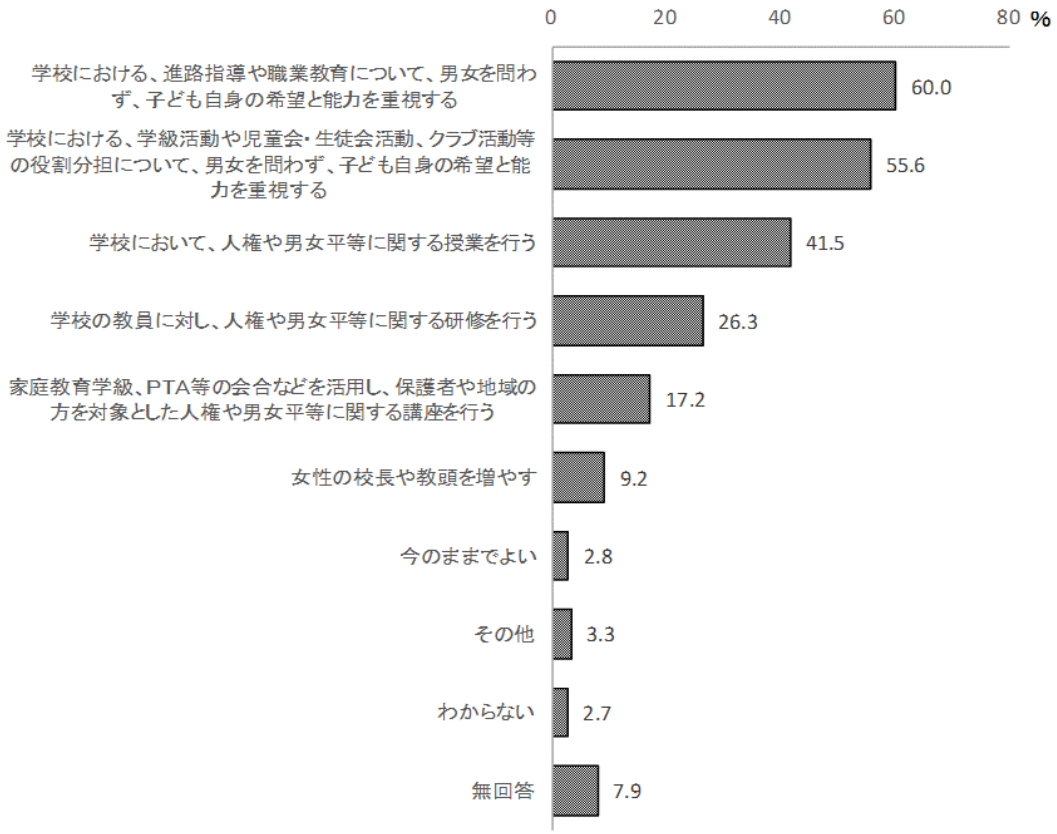

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

「学校における、進路指導や職業教育について、男女を問わず、子ども自身の希望と能力を重視する」（６０．０％）が最も多く、以下、「学校における、学級活動や児童会・生徒会活動、クラブ活動等の役割分担について、男女を問わず、子ども自身の希望と能力を重視する」（５５．６％）、「学校において、人権や男女平等に関する授業を行なう」（４１．５％）の順で、上位を占める。

● 子どもに受けさせたい教育程度

（問. あなたのお子さんには、どの程度の教育を受けさせたいと思いますか。 ）

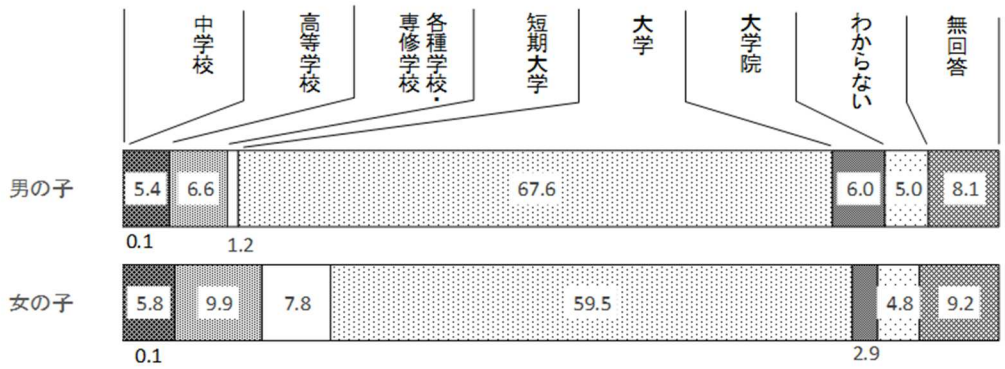

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

“男の子”の場合は、「大学」が６７.６％と圧倒的に多く、以下、「各種学校・専修学校」の６.６％、「大学院」の６.０％、「高等学校」の５.４％、「短期大学」の１.２％、「中学校」の０.１％の順となっている。

“女の子”では、「大学」が５９.５％で最も多く、以下、「各種学校・専修学校」の９.９％、「短期大学」の７.８％、「高等学校」の５.８％、「大学院」の２.９％、「中学校」の０.１％の順である。

“男の子”の場合、「大学」や「大学院」の割合が“女の子”の割合を上回り、一方、“女の子”の場合は、「短期大学」や「各種学校・専修学校」の割合が、“男の子”の割合を上回る。

男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」募集事業

男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」募集事業は、学校教育など教育活動のあらゆる場面で男女共同参画意識の醸成を図ることを目的として、平成１８年度から実施しています。

小学生以上のみなさんから、性別にかかわらず、だれもが平等に活躍できる日常について思うこと、願うこと、うれしかったことなどについて、メッセージや３０字程度のメッセージにイラストを添えた、はがき作品を募集しているものです。

令和2年度　男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」

小学校下学年の部　最優秀賞
東湯野小学校　三年　橘内伊織さん

基本的施策（１）　男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実

家庭は、子どもが人間として基本的な成長を遂げるために最も重要な役割を担う生活の場です。家庭において、家族がお互いの人権を尊重しあい、子どもの性別にとらわれず個性を伸ばしていくことができる学習機会の充実を図ります。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 情報紙の発行	男女共同参画について理解を深めてもらうため、市民が編集委員となって作成する情報紙を発行します。	男女共同参画センター
② 講演会、講座等の開催	男女共同参画の視点を踏まえたテーマによる講演会や講座を開催します。	
③ 男女共同参画のメッセージ作品募集事業	男女共同参画意識の醸成のため、メッセージ作品を募集し、表彰します。	
④ 活動の機会や場の提供	男女共同参画を進める団体、グループ等に活動の場と機会を提供し、活動が充実するよう支援します。	
⑤ 男女共同参画に関する相談事業	男女共同参画に関する諸問題について関係機関と連携を取り、電話や来所による相談に対応します。	
⑥ すこやかテレホン相談事業	青少年及び保護者の悩み事などの電話相談を行います。	こども政策課
⑦ 家庭教育学級・講座の開催	男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるよう、家庭教育学級や講座を開催します。	生涯学習課
⑧ 語り合いネットワーク推進事業	学校、PTA主催の男女共同参画の視点に立った子育てに関する学習に対して情報を提供するとともに、講師を派遣し支援します。	
⑨ 青年学級（ヤングカレッジ）・青年教育講座、少年学級・講座の開催	青少年を対象にした学級等において、男女共同参画の視点を取り入れて講座や教室を開催します。	
⑩ 家庭教育相談事業	幼児、小学生、中学生の保護者の家庭生活や教育上の諸問題について、電話や来館による随時相談に対応します。	

令和2年度　男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」

小学校上学年の部　最優秀賞
鎌田小学校　六年　橋本美紘さん

基本的施策（２）　男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

将来の社会を担う子どもたちが成長する過程で、性別にとらわれずその個性と能力を十分に伸ばし、教育活動のあらゆる場面で男女共同参画の意識を育てる学校教育を推進します。また、進路指導にあたっては、性別にかかわらず、個人の生き方、能力、個性を重視し、子どもが自ら多様な選択を可能にする指導を進めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 男女共同参画の視点に立った教科指導の充実	教師、児童・生徒のかかわりを大切に、男女協力による学習指導の実践に努めます。	学校教育課
② 道徳教育の充実	男女の信頼、協力、人権尊重を大切にした道徳教育の実践に努めます。	
③ 特別活動の充実	男女の共同、相互理解を深める特別活動の実践に努めます。	
④ 総合的な学習の時間の充実	男女共同による「生きる力」を育む総合的な学習の時間の実践に努めます。	
⑤ 教科における人権教育の充実	体育（保健体育）科、家庭（技術・家庭）科等の学習を通して、男女の相互理解、思いやり等人間尊重、男女平等の精神を養います。	
⑥ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間における人権教育の充実	道徳、特別活動、総合的な学習の時間での指導を通して、人間尊重、男女平等の精神を養います。	
⑦ 性別にとらわれないキャリア教育（※1）の充実	学校教育全体を通して、系統的な進路指導の展開に努め、性別にとらわれない職業意識の拡充を図ります。	
	小・中学校における連続した児童・生徒の育ちを見取り、職業観の育成に努めます。	
⑧ 教育相談の充実	性に関する指導や交友関係等きめ細かな相談体制の確立と指導の充実を図ります。	
⑨ 男女共同意識に立った指導の充実	男女共同による責任ある行動がとれる子どもの育成を目指す指導の充実を図ります。	
⑩ ボランティア教育の推進	男女共同意識とともに、ノーマライゼイション（※2）意識を育む特別活動や総合的な学習の時間等でのボランティア活動の充実に努めます。	
⑪ 家庭への意識啓発	男女共同意識、性教育等について家庭への啓発に努めます。	
⑫ 教職員の校内研修の充実	校内研修により教職員の男女共同意識の高揚に努めます。	
⑬ 男女共同参画の校内組織の充実	男女共同参画意識を高める校内組織の充実と活性化を図ります。	

（※１）キャリア教育
　一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
（※２）**ノーマライゼイション**
　「障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す」という理念。

基本的施策（３）　男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

地域社会における学習は、女性があらゆる分野に、主体的に参画していくための力をつけるとともに、男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画していくうえで重要な役割を持ちます。生涯を通じ身近な地域社会において男女共同参画についての学習を推進します。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 男女共同参画の学習支援	関係機関と連携し、地域・職場等で開催する男女共同参画に関する学習会を支援します。	男女共同参画センター
② 男女共同参画講座、女性学級、女性講座等の開催	学級、講座等の学習機会の提供を図るとともに、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れます。	男女共同参画センター・生涯学習課
③ 社会教育指導者への男女共同参画研修	女性学級や女性団体等の各種リーダー研修会に、男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れます。	生涯学習課

令和2年度　男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」

中学生の部　最優秀賞
福島第一中学校　三年　片平凛さん

基本目標Ⅱ　あらゆる分野で誰もが参画できる持続可能な環境づくり

SDGs目標5 ターゲット5.5　意思決定において女性の参画、平等なリーダーシップ機会の確保
SDGs目標5 ターゲット5.a　経済的資源に対する同等の権利等

本市組織において「政策･方針決定過程への女性の参画状況」をはかる指標となる女性委員の審議会等への参画率は、令和２年度までの目標値４０％に対して３２．４％(令和２年４月１日現在)と７．６ポイント下回っており、今後も女性委員の参画を増やす努力が必要です。

また、地域における女性の参画状況として、町内会長に占める女性の割合は５．３％、ＰＴＡ会長は２６．９％(いずれも令和２年４月１日現在)、民間企業における女性管理職の割合は１７．５％(令和元年７月３１日現在、福島市労働条件等実態調査）となっています。

昨年度実施した意識調査での「男女がともに安心できる防災体制で必要なものについて」の質問では、「男女がともに安心して利用できる避難所運営マニュアルの作成」や「地域防災計画に性別や年齢等に関わらず多様な市民の意見を反映させる」が多数を占めていました。

あらゆる分野の政策･方針決定過程に男女が共に参画して女性の活躍が進むことは、多様な意見や視点が反映される機会となり、社会情勢の変化に対応できる多様性に富んだ豊かで活力ある持続可能な社会へとつながります。誰もが個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できる、みんなが暮らしやすい男女共同参画の環境づくりを進めます。

● 町内会長・ＰＴＡ会長に占める女性の割合の推移

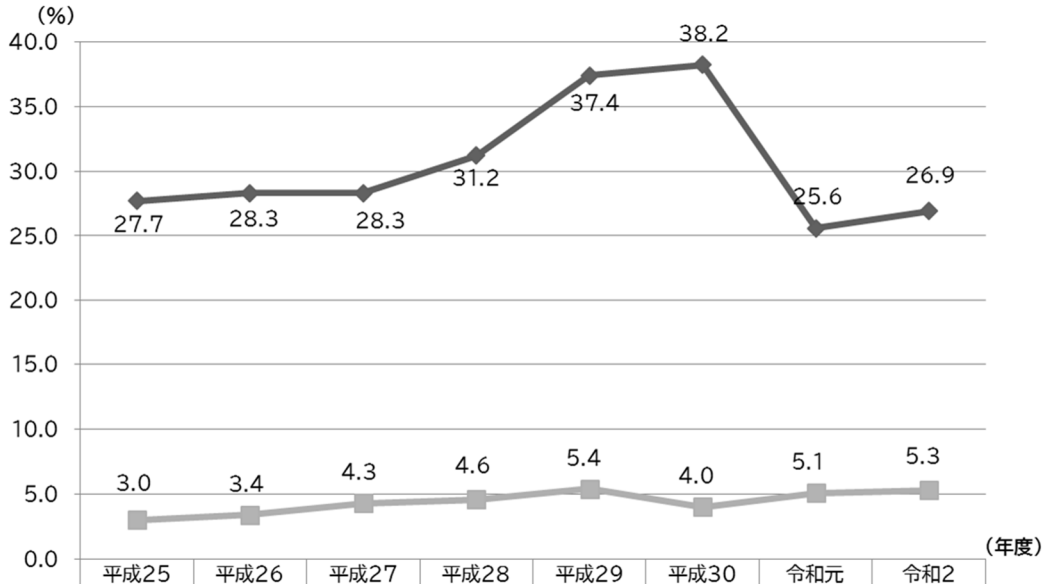

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
町内会	3.0	3.4	4.3	4.6	5.4	4.0	5.1	5.3
PTA(全体)	27.7	28.3	28.3	31.2	37.4	38.2	25.6	26.9

資料：福島県の男女共同参画推進状況　令和元年度版

施策の方向性 1　政策･方針決定過程における男女共同参画の促進

政治や行政機関などで決定する政策･方針は、そこに生活する男女の双方、全ての市民に影響を及ぼします。その施策がどちらか一方に不利に働くことのないように、その意思決定の過程には男女がバランスよく参画し、多様な意見や視点を反映させることが重要です。

審議会等への女性委員の参画を促進し、施策や方針決定過程での男女共同参画を進めます。また、審議会等に女性が参画できるよう機会の確保や情報提供に努めるとともに、女性のエンパワーメント(※１)のための学習機会の充実を図り、人材育成を推進します。

審議会等への女性委員の参画促進に関する目標値		
指　標　名	現状値（Ｒ２）	目標値（Ｒ７）
女性委員の参画割合	３２.４％	４０.０％
女性委員が参画していない審議会等の数	１審議会	０審議会

● 審議会等における女性委員の参画割合の推移(国・福島県・福島市)

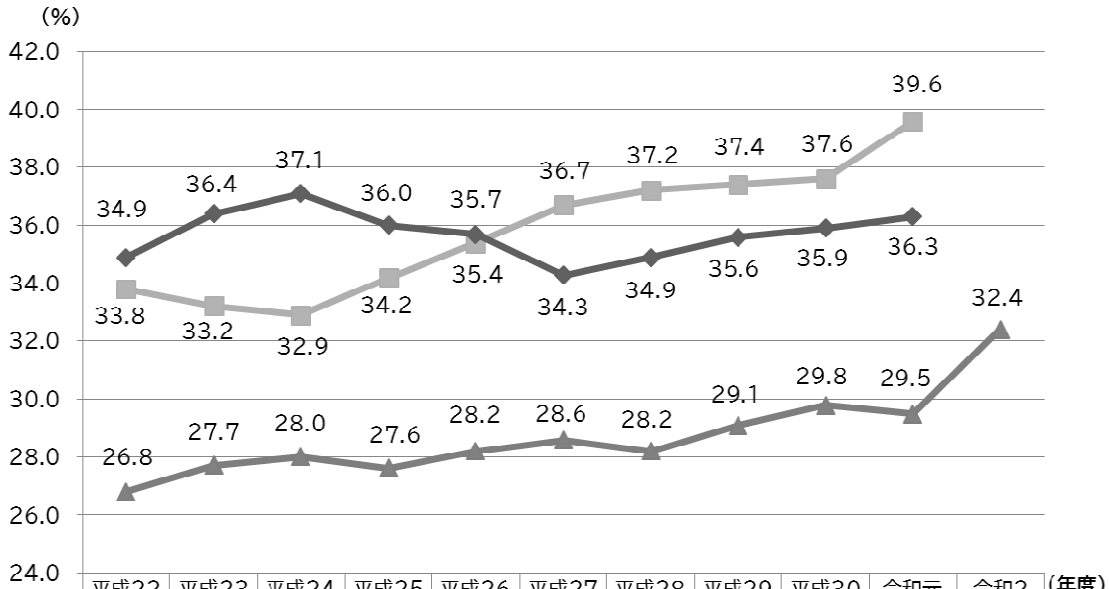

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
国	33.8	33.2	32.9	34.2	35.4	36.7	37.2	37.4	37.6	39.6	
県	34.9	36.4	37.1	36.0	35.7	34.3	34.9	35.6	35.9	36.3	
福島市	26.8	27.7	28.0	27.6	28.2	28.6	28.2	29.1	29.8	29.5	32.4

資料：福島県の男女共同参画推進状況　令和元年度版

(※１)エンパワーメント
個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。

基本的施策（１）　政策･方針決定過程における女性の参画の促進

あらゆる分野の政策・方針決定過程に男女がバランスよく参画し、多様な意見や視点を反映させることが魅力ある豊かな社会へとつながります。政策・方針決定過程への女性委員の参画を進めるため、意識の啓発や情報提供などに努めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 市政を身近なものとするための広報活動の推進	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の提供に努めます。	広聴広報課
② 自治振興協議会への女性の参画促進	市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進します。	地域共創課
③ 女性職員の職制への積極的登用	女性職員の職制への登用を積極的に進めるとともに、その拡大を図ります。	人事課
④ 性別にとらわれない採用･配置･昇進の推進	募集、採用の均等な機会を確保するとともに、職域の拡大を図ります。	
	女性職員のキャリアアップ研修の充実を図ります。	
⑤ 審議会等への女性委員参画促進のための環境整備	附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づく各種審議会等委員の選出区分･開催方法などの環境を整え、また、幅広い分野からの参画を進めるために公募制度を取り入れるなど、女性委員の参画促進につなげます。	総務課･ 男女共同参画センター･ 関係各課
⑥ 審議会等の女性委員の参画割合の設定	審議会等への女性委員の参画割合の目標値を40%、女性委員が参画していない審議会等の数の目標値を0とし、定期的に調査するとともに、その結果を公表し、女性の参画を計画的に進めます。	男女共同参画センター
⑦ 男女共同参画人材リストの整備･活用	各分野において男女共同参画に関する知識を持つ人材を男女共同参画人材リストへ登録し、各種審議会等に人材情報として紹介します。	

基本的施策（２）　人材育成の充実

政策・方針決定過程への女性委員の参画を進めるため、実行力のあるリーダー的人材の養成講座を開催します。また、女性団体との懇談会を開催するなど意識啓発にも努めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 人材育成のための研修機会の提供	男女共同参画を推進する実行力のあるリーダー的人材を養成するための講座等を充実させます。また、女性が話し合いの技術を学びながら理想の職場づくり等のスキルを身に付けるための講座も開催します。	男女共同参画センター
② 女性団体等との懇談会の開催	男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画を推進する女性団体代表者等との懇談会を開催します。	

施策の方向性 2　地域・職業における男女共同参画の促進

身近な地域社会は、大切な生活の場です。豊かで魅力ある持続可能な地域社会をつくるためには、男女が共に地域活動や地域づくりに参画することが必要です。

しかし、自治会や町内会では、担い手の確保や高齢化が課題であり、また、町内会長などの地域組織の役員には女性が少ないのが現状です。一方で、男性の仕事中心の意識やライフスタイルが、男性の地域活動への参画を阻んでいます。

地域活動やボランティア活動へ男女が共に参画でき、また、性別や年齢等により役割が固定化されることのないよう、情報の提供や支援を行います。

また、団体や働く場などでさらに女性が活躍できるよう、起業・創業や農業をはじめとする自営業等の活動支援や相談、情報提供などを行います。

● 職業以外におこなっている活動【複数回答】

（問.職業以外におこなっている活動はありますか。　）

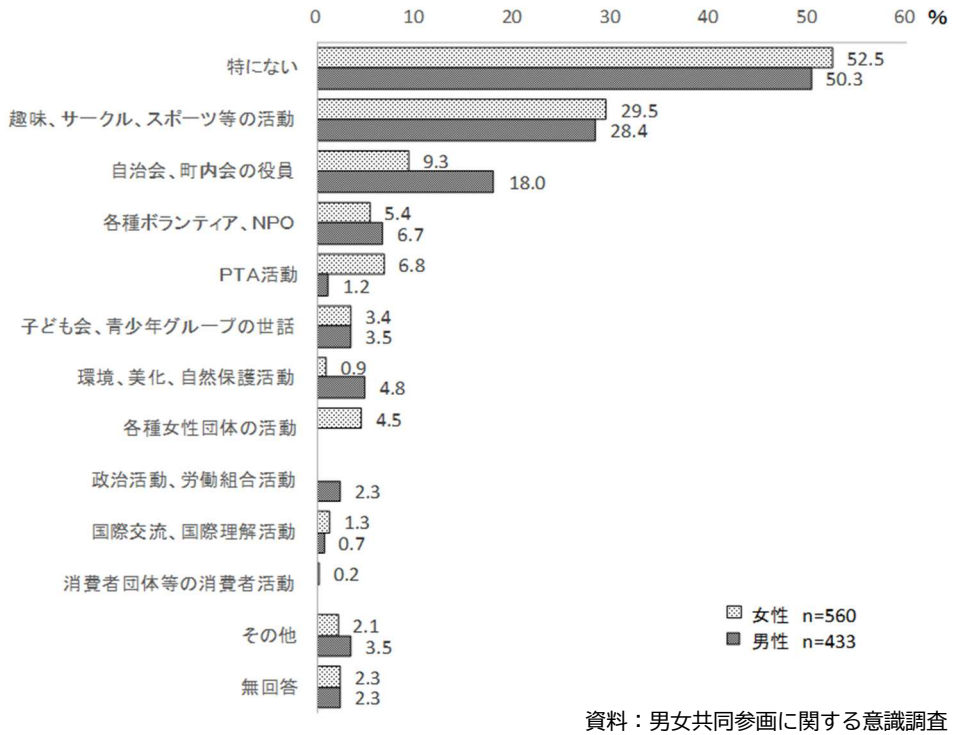

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

「特にない」は、女性（５２.５％）が男性（５０.３％）よりわずかに多いが、ともに半数を占める。また、「趣味、サークル、スポーツ等の活動」も、女性（２９.５％）と男性（２８.４％）の割合はほぼ同じであるが、「自治会、町内会の役員」では、男性（１８.０％）が女性（９.３％）を８.７ポイント上回る。

● 女性がもっと増えたほうが良いと思う職業や役職【複数回答】

（問.あなたが、次にあげる職業や役職で女性がもっと増えたほうが良いと思うものはどれですか。）

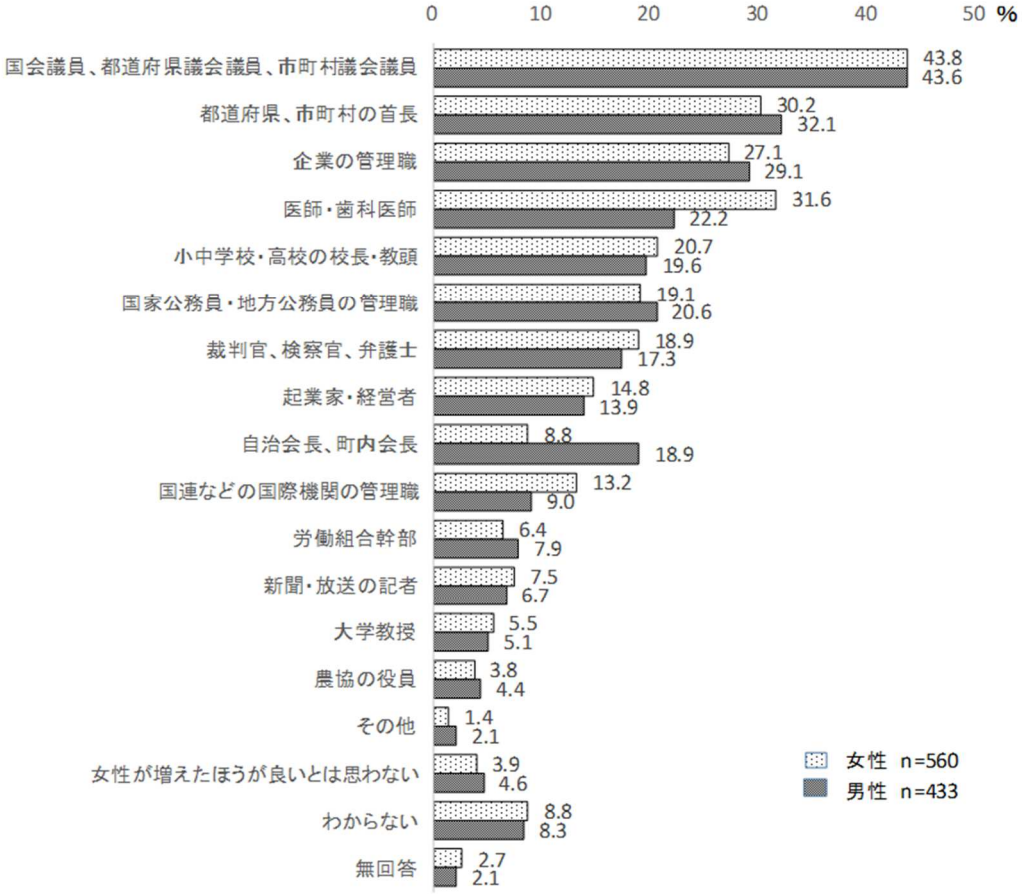

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

「国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員」は、女性と男性の割合がほぼ同じ。一方、「都道府県、市町村の首長」と「企業の管理職」は、男性が女性よりわずかに多く、「医師・歯科医師」では、女性が男性を９．４ポイント上回る。

女性の割合が男性より大きいのは、「医師・歯科医師」と「国連など国際機関の管理職」、反対に、男性が女性より多いのは、「自治会長、町内会長」である。

基本的施策（１）　地域活動における男女共同参画の促進

豊かで魅力ある地域社会をつくるためには、男女が共に地域活動や地域づくりに参画することが重要です。男女が共に家庭生活と職業生活との両立を図りながら地域活動やボランティア活動などに参画できるよう情報の提供や活動の支援を行います。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 市政情報提供の充実【再掲】	市政だよりや新聞、ラジオ、テレビ、携帯電話、インターネットなどを活用するとともに、広報情報モニター制度等により、市民の意見聴取の場をつくりながら、親しみやすく、誰もが分かりやすい市政情報の充実に努めます。	広聴広報課
② 自治振興協議会への女性の参画促進【再掲】	市政に関する意見の交換を図り、地域住民の声を具体的に聴取し施策に反映させる目的で開催する自治振興協議会への女性の参画を促進します。	地域共創課
③ 市民活動支援事業	市民活動サポートセンターを拠点として各種事業を実施します。	
④ ボランティア活動の支援	ボランティア活動に関する情報を収集し、提供します。	地域共創課・産業雇用政策課
⑤ 男女共同参画の学習支援【再掲】	関係機関と連携し、地域・職場等で開催する男女共同参画に関する学習会を支援します。	男女共同参画センター
⑥ 地域における女性団体への支援	福島市婦人団体連絡協議会を支援します。	生涯学習課

令和2年度　男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」

高校生の部　最優秀賞
福島高等学校　一年　根本響子さん

基本的施策（２）　企業･団体･自営業等あらゆる分野における女性の参画の促進

企業、団体、自営業などあらゆる分野で女性がさらに活躍できるよう、それぞれの活動の支援や情報の提供を行います。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 女性起業の促進	女性が起業するきっかけづくりとなる講座や情報提供などを行います。	男女共同参画センター
② 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	産業雇用政策課
③ 職業相談事業の充実	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	
④ 起業に関する情報提供	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	商工業振興課
⑤ 女性創業者に対する支援	創業融資を受けた際の利子2年間全額補助します。	
⑥ 家族経営協定締結の推進	農作業分担、家事、育児、介護、休日、報酬など、家族の就業条件について協定を結ぶことで、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境を整備します。	農業企画課
⑦ 農業、農村における女性団体活動の支援	各種研修会等の開催に対し支援協力します。	農業企画課･農業振興課
⑧ 農業、農村における女性農業者起業活動の支援	女性農業者が行う起業活動等へ支援協力します。	
⑨ 農業委員への女性の参画促進	女性の視点を生かした持続可能な農業経営の発展や女性農業者が活躍できる基盤づくりを促進するため、女性が農業委員として参画できる環境を整備します。	農業委員会

令和2年度　男女共同参画についての「あなたからのメッセージ」

一般の部　最優秀賞
山内圭介さん

施策の方向性 3　復興･防災における男女共同参画の促進

平成２３年に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、市民へ甚大な被害と影響をもたらしました。避難所等での生活は、男女のニーズの違いなどが配慮されず、衛生用品や女性用品の提供、授乳室やプライバシーの確保など、女性や子育てに配慮した避難所の開設及び運営管理が不十分だったことが課題となりました。この震災で得た経験や教訓を踏まえ、男女共同参画の視点に立った復興・防災の取組みを進めなければなりません。

また、災害や感染症の流行は市民生活に大きな影響を与え、また、男女に異なる影響をもたらします。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映し、家事・育児・介護等が女性に集中しがちです。また、ＤＶや性的被害等が増加するといったジェンダーに起因する課題が一層顕在化します。

平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるため、復興・防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画や、誰もが安心して利用できる避難所運営等を進めます。

また、地域防災力の向上には女性の参画が重要であることから消防団等への女性の参画を進めるため、広報や啓発活動を行います。

● 防災における男女共同参画【複数回答】

（問.男女がともに安心できる防災体制を整えるために、日常的にどのようなことが必要だと思いますか。）

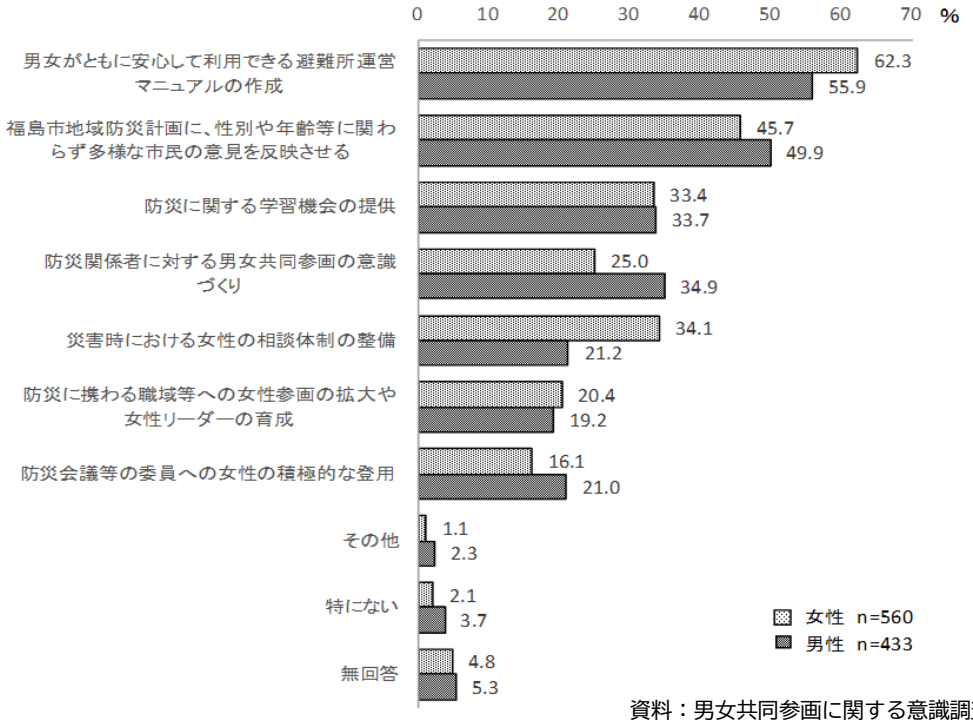

資料：男女共同参画に関する意識調査　令和元年度　福島市

基本的施策（１）　復興･防災体制及び現場における女性の参画の促進

男女共同参画の視点に立った復興・防災の取組みを進めるため、福島市防災会議への女性の参画を促進します。避難所の運営にあたっては、感染症などの感染防止対策とプライバシー確保のためパーティションを設置するほか、旅館・ホテルを活用するなど避難者の安全と人権に配慮した環境づくりに努めます。

また、消防団や自主防災組織への女性の参画を進め、地域の防災力の向上とジェンダーの視点に立った防災対策の具体化に努めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 福島市防災会議への女性の参画の促進	福島市防災会議への女性委員の参画を進めるため、構成する機関や団体等に対して、女性の参画を促すよう努めます。	危機管理室
② 避難所運営における女性への配慮	災害時に開設する指定避難所において、パーティションを設置することで、感染症防止を図るとともに、プライバシー保護に努めます。また、災害時の避難先として旅館･ホテルを活用することで妊産婦等、一定の配慮が必要な避難者の安心･安全を確保します。	
③ 消防団への女性の入団促進	積極的に女性が消防団に入団できる環境を整えます。	消防総務課
④ 消防団の広報･啓発活動への女性の参画促進	地元分団の枠を越えて本団付き女性消防隊としても活動し、女性のアイディアを活かした広報及び啓発活動ができる環境を整えます。	

災害対応力を強化する女性の視点
～ 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン ～

内閣府では、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドライン「災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～ 」を令和２年５月に作成し、７つの基本方針が示されています。

＜７つの基本方針＞
（１）平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
（２）女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
（３）災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
（４）男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
（５）女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
（６）男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
（７）要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

出典：内閣府男女共同参画局